



発熱や咳などの風邪症状、強いだるさ、味覚・嗅覚障害、下痢等がある場合  
 ・大学構内で発症した場合は、すみやかに帰宅する。(登校・出勤停止)

**直接大学に来ずに以下の対応を取る**

**自宅療養 (登校・出勤停止)**

- ・1日2回検温し、「体調管理表」に記載する。
- ・発熱、風邪症状がある場合は発熱外来へ電話連絡した後受診する。又は下記へ問い合わせる

**札幌市保健所 (救急安心センター札幌) 011-272-7119 (#7119)**

※札幌以外の方は地域の保健所に連絡し、相談する。

**◆学生は【北星学園大学 新型コロナウイルス感染症報告システム】に登録する。**

- ・授業欠席の有無に関わらず、コロナ報告システムに登録してください。
- ・コロナ報告システムに登録した場合、原則翌日中に大学から確認の電話があるため、電話に出られるよう設定してください。
- ・授業を欠席する場合は、学生本人が科目担当者に連絡してください。  
 (コロナ報告システムの登録=欠席連絡ではありません)

**◆教職員は人事課 (011-891-2731) に電話連絡する。**

北星学園大学  
 新型コロナウイルス感染症  
 報告システム



**症状が軽快した場合**

医療機関、保健所の指示を優先し、指示がない場合は、以下を目安に判断する。

**【登校・出勤の目安】**

- ①発症後少なくとも8日(※1)が経過している。
- ②薬を飲まない状態で解熱後少なくとも72時間以上経過しており、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向である。

上記①②の両方を満たす場合、登校・出勤可能とする。

上記期間の登校・出勤停止が困難な場合は、新型コロナウイルス検査を受け「陰性」を確認する。

(※1)：発症日を0日として8日間

**新型コロナウイルスに罹患した場合**

保健所の指示に従い治療する

**◆学 生～「登校停止」**

- ・「北星学園大学 新型コロナウイルス感染症報告システム」に登録していない学生は登録する。
- ・授業欠席の連絡は学生本人が科目担当者に行う。  
 ※コロナ報告システムの登録=欠席連絡ではありません

**◆教職員～「就業禁止」** 北星学園就業規則 (66条第1項)

- ・人事課に連絡していない場合は電話連絡する。  
 (011-891-2731)

**登校・出勤開始**

保健所の指示に従い、登校・出勤を開始する。  
 登校開始時、医務室に経過を報告する。

**登校・出勤可**